



うめ

梶 税 務 経 営 ニ コ ト ス



編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766(25)7722(代)
FAX 0766(25)7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	14	28
月	1	15
火	2	16
水	3	17
木	4	18
金	5	19
土	6	20
日	7	21
月	8	22
火	9	23
水	10	24
木	11	25
金	12	26
土	13	27

2月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| <p>国 税 / 平成21年分所得税の確定申告 2月16日~3月15日
(還付申告は申告期間中でも受け付けられません)</p> <p>国 税 / 贈与税の申告 2月1日~3月15日</p> <p>国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月10日</p> <p>国 税 / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 3月1日</p> | <p>国 税 / 6月決算法人の中間申告 3月1日</p> <p>国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 3月1日</p> <p>国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 3月1日</p> <p>地方税 / 固定資産税の第4期分の納付
市町村の条例で定める日</p> |
|---|--|

ワンポイント 雑損控除になる雪下ろし費用

豪雪地では積もった雪の重みで家がつぶされる恐れもあることから、屋根の雪下ろしは冬の作業として欠かすことができません。この雪下ろしを業者に依頼した場合、雪下ろし費用は、雪による被害の発生を防止するためのやむを得ない支出として、雑損控除の対象となります。

確定申告のポイント

本年も所得税の確定申告の時期となりました。還付申告については既に一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。

以下、平成二十一年分確定申告のポイントを整理してみます。

1 確定申告の対象者

確定申告をしなければならない人(主な例)

- 個人で事業を行っており納税額がある
- 不動産収入があり納税額がある
- 給与が年間二千万円を超える
- 二か所以上から給与をもらっている
- 同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息を受け取っている

平成二十一年中に土地等の譲渡があつた

給与と所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える

所得税の還付が受けられる人(主な例)

雑損控除、医療費控除、寄付金控除、配当控除、住宅ローン控除等を受ける人

2 平成二十一年分申告の留意点

主なものは次のとおりです。

(1) 住宅ローン控除

住宅の取得等をして平成二十一年から二十五年までの間に居住した場合の住宅ローン控除が見直されました。控除期間、住宅借入金などの年末残高の限度額と控除率、長期優良住宅を取得し居住した場合の控除期間、住宅借入金などの年末残高の限度額と控除率は、下表のとおりです。

(2) 自己資金による長期優良住宅の新築等の特別控除の創設

自己資金で長期優良住宅の



新築または取得をし、平成二十三年十二月三十一日までに居住した場合、標準的な性能強化費用相当額(一、〇〇〇万円限度)の一〇%に相当する金額が、その年分の所得税額から控除されます。

(3) 既存住宅に自己資金で特定

の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設

自己資金で、一定の省エネ改修工事や一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事費用の一〇%(最高二〇万円)に相当する金額がその年分の所得税額から控除されます。

この改正は、平成二十一年

四月一日から二十二年十二月三十一日までの間に居住した場合に適用されます。

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、地方公共団体が耐震診断のみを補助している場合も含めるほか、補助金額の下限要件を撤廃し、適用対象区域を拡大するなどの措置を講じたうえ、適用期限が五年延長されました。

この改正は、平成二十一年一月一日以後の耐震改修に適用されます。

住宅ローン控除の内容

	居住年(年)	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率(%)
一般住宅	21、22	5,000万円	1.0
	23	4,000万円	1.0
	24	3,000万円	1.0
	25	2,000万円	1.0
長期優良住宅	21~23	5,000万円	1.2
	24	4,000万円	1.0
	25	3,000万円	1.0

(控除期間は、いずれも10年)

■所得税額速算表(平成21年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額= (A)×(B)−(C)	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
	1,950,000円	5%	0円	(A)×5%	一律	10%
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	(A)×10%−97,500円		
3,300,000	6,950,000	20	427,500	(A)×20%−427,500		
6,950,000	9,000,000	23	636,000	(A)×23%−636,000		
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	(A)×33%−1,536,000		
18,000,000	—	40	2,796,000	(A)×40%−2,796,000		

■確定申告書チェック表

(平成21年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。
		領収書の添付または提示がされていますか。
	寄付金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人(昭和62.1.2~平成6.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
寡婦(夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚……扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別………合計所得金額が500万円以下。 ③特別の寡婦……扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下。	
	配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除金額は、最高38万円です。
	配当控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
住宅ローン控除		申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票 ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤昭和56年以前の中古住宅(平成17年4月以後取得分に限り)、耐震基準を満たしたことの証明書 (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認の通知書の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く。

創業記念品等

Q 当社では、このたび創業30周年を迎えるため、全社員に対して、記念品または商品券を支給する予定ですが、税務上の問題はありますか。

A 会社が創業記念品等を支給する場合の経済的利益については、「役員または使用人に対し創業記念、増資記念、工事完成記念または合併記念等に際し、その記念として支給する記念品（現物に代えて支給する金銭は含まない。）で、次のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない」とされています。

その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの処分見込額が1万円以下のものであること

創業周年記念のように一定期間ごとに到来するものについては、創業後おおむね5年以上の期間ごとであること

したがって、「株式会社創業30周年記念」のように社名等を入れるなどして、記念品であることを明確にするとよいでしょう。

なお、その記念品の処分見込額が1万円以下であるかどうかの判定に当たっては、消費税抜き金額を用いることとされています。

この「課税しなくて差し支えない」とする取扱いは、あくまでも創業記念品等に対するものですから、記念品に代えて現金を支給する場合には、金額の多寡に関わらず、所得税の課税対象となります。商品券についても、現金と同様に課税対象となると考えられます。

なお、経済的利益が、所得税の課税対象となる場合には、当然、源泉徴収も必要となります。

貸倒れ - 売掛債権の特例

法人の金銭債権について、貸倒損失として処理できるのは、大きく分けて、1. 法律上の貸倒れ、2. 会計認識上（事実上）の貸倒れ、3. 売掛債権の特例、の3つの場合です。

このうち、売掛債権の特例とは、売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金や固定資産の譲渡による未収金その他これに準ずる債権は含まれない）について、次の事実が発生した場合には、備忘価額を差し引いた残額を貸倒れとして損金経理することを認めるものです。

債務者との継続的な取引停止または最終弁済とのいずれかが遅い時から一年以上経過した場合。ただし、その売掛債権について担保がある場合は除かれます。

同一地域の債務者について、売掛債権総額が取立費用に満たない場合で、支払を督促しても弁済がない場合。

個人事業税

個人事業税は、個人が営んでいる事業のうち、地方税法で定められた事業（法定事業）に対して課税される都道府県税（地方税）です。

個人事業税は、事務所・事業所（事務所等を設けないで事業を行っている場合には、住所・居所のうちその事業と最も関係の深い場所）の所在地の都道府県が課税します。

法人事業税と異なり、事業を営んでいる場合であっても、その事業が法定事業に該当しない場合には、個人事業税は課税されないこととなります。

事業税の課税対象とされる法定事業は、第一種事業（物品販売業、飲食店業などの三七業種）、第二種事業（畜産業などの三業種）、第三種事業（医業、税理士業などの三〇業種）の七業種です。